

病床整備に関する事前協議について

掲載日：2018年10月24日

平成30年度 病床整備に関する事前協議について

病院を開設若しくは増床するとき、または、診療所に病床を設置若しくは増床するときは、開設許可等の申請の前に各保健所設置市及び各保健福祉事務所へ事前協議の申出が必要です。

平成30年度は、次により病床整備に関する事前協議を行いますのでお知らせします。

対象とする保健医療圏、病床数及び公募条件

平成30年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む）が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏及び病床数が対象となります。なお、公募条件は別紙（PDF：199KB）のとおりです。

二次保健医療圏名	市区町村	病床数
横浜	横浜市	855
県央	厚木市、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市、愛川町、清川村	99

申出資格

- 病院の開設または病院の病床数の増加を予定する者
- 診療所の病床の設置または診療所の病床数の増加を予定する者

審査の視点

- 関係法令に抵触していないこと
- 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- 病院等の開設等の計画に確実性があること

申出要件

原則として、申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うこと。

工事を伴う場合においては、次に定める期間内に工事契約の締結を行い、当該工事契約書を知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合に限るものとする。

- ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内
- イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内
- ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日
- エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難いことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

申出期限

平成30年11月30日 金曜日 まで

平成30年度病床整備における各医療圏の公募条件

○ 横浜二次医療圏

- 1 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 2 回復期機能または慢性期機能を担うもの（※）とする。
ただし、NICU（新生児集中治療室）等の特殊な機能を担う病床については、医療計画との整合性や地域における需要を考慮のうえで、配分を検討する。

（※）回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料

回復期機能	回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

- 3 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行う。
 - (1) 地域における医療需要
 - (2) 人材確保の計画の実現性
 - (3) 収支計画等の運営計画の実現性
 - (4) 地域医療連携への貢献 等
 (参考) 提出を求める資料等
 - ・ 現行の病床利用率、在院日数、入院待ち患者数等のデータ
 - ・ 増床部分にかかる人材確保、資金計画、診療報酬などの計画書 等
- 4 配分後の病床機能の維持について、以下の点を要件とします。
 - (1) 原則として、開設許可後10年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
 - (2) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

○ 県央二次医療圏

- 1 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 2 回復期機能を担う病床（地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床）を優先的な配分対象とする。
ただし、高度急性期機能を担う病床（ICU、HCU等）及び慢性期機能を担う病床（療養病棟入院基本料を算定する病床等）については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討する。
- 3 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行う。